

ネパールの外国投資

ネパール政府
産業省産業局
外国投資部

カトマンズ市トリプレシヨウル

電話 +977-1-4261168,4261101,4261169

FAX +977-1-4261112

Email info@doind.gov.np

Web <http://www.doind.gov.np>

July 2012

1. 概略

ネパールにおける外国投は「1992年外国投資・技術移転法 (FITTA)」と「1992年産業企業法 (IEA)」によって規制、管理されている。産業局 (DOI) は、ネパールにおける外国投資・技術移転法の管理と実施を行う唯一の機関である。

2. 外国投資

外国投資は、外国人によって下記の形であらゆる産業分野に対して行うことができる。

a) 株式投資

b) 上記(a)の株式投資による収益の再投資

c) 融資または融資枠に基づく投資

d) 機械設備等の現物出資

産業局の現行規定により、外国投資にかかわる投資申請は、投資家一人当たり 500 万ルピー (*2013年6月現在 約550万円) に満たない場合、認可の対象とならない。

外国投資が認可される業種

外国人投資家は下記の業種を除き、持分 100%の企業所有をすることが認められている。

1. 家内工業（電力を 5kw 以上を使用する産業を除く）
2. 個人サービス業（理容業、美容院、衣料品仕立て、運転訓練等）
3. 武器および弾薬製造業
4. 火薬および爆発物製造業
5. 放射性物質関連産業
6. 不動産業（建設業を除く）
7. 映画産業（公用語および国内の主要言語）
8. 偽造防止印刷業
9. 紙幣および硬貨製造業
10. 小売業（2か国以上で営業を行っている国際小売チェーンを除く）
11. タバコ産業（90%以上輸出を除く）
12. 国内宅配産業
13. 原子力産業
14. 養禽業
15. 漁業
16. 養蜂業
17. 経営、会計、工学、法律等のコンサルタント業（最大限 51%まで外国投資が可能）
18. 美容院
19. 穀物加工用機具等の賃借業
20. 地域ケータリングサービス業
21. 地方観光業

3. 新規企業設立における外国株式投資

必要書類

* 事業計画書	3 部
* 合弁事業合意書 (JVA) (合弁投資の場合のみ)	3 部
* ネパール側の必要書類(ネパール企業との合弁投資の場合のみ) :	
①個人の場合、市民権証明書 (*ネパール名称 ナグリッタ)	1 部
②企業の場合、法人設立認可書および基本定款・附則等	1 部
* 外国側の必要書類 :	
①個人の場合、パスポートのコピー	1 部
②企業の場合、法人設立認可書および基本定款・附則等	1 部
* 個人の場合、履歴書 (英文)	1 部
* 企業の場合、会社概要 (英文)	1 部
* 外国人投資家の本国、または居住国の銀行が発行する「銀行資本信用証明書(英文)」(FCC)	1 部
* 代行者が必要な手続きをする場合、該当企業代表者または個人発行の委任状	1 通

4. 預託金および手数料

外国投資認可の際に預託する金額は下記の通り。事業開始後に返金される。

固定資産金額	金額 (ネパール・ルピー)	預託金額
2,500,000 ルピー以下		4,000 ルピー
2,500,001~5,000,000 ルピー		7,000 ルピー
5,000,001~10,000,000 ルピー		10,000 ルピー
10,000,001 ルピー以上		20,000 ルピー

注: 預託金はネパール国立銀行(Nepal Rastra Bank)口座番号 SA.A. 131232.に預託すること。

会社登録手数料は下記の通り。(返金されない)

授權資本区分	金額 (ネパール・ルピー)	手数料
500,000~2,500,000 ルピー		9,500 ルピー
2,500,001~10,000,000 ルピー		16,000 ルピー
10,000,001~20,000,000 ルピー		19,000 ルピー

5. 株式移転による既存企業への外国投資

必要書類

a) 株式譲渡側からの要請書	1 部
b) 株式譲受側からの要請書	1 部

- c) 株式譲渡契約書 3部
- d) 外国人投資家を企業に参入させることに関するネパール側企業取締役会会議録のコピー 1部
- e) 外国側が企業である場合、取締役会会議録、法人設立認可書、会社概要のコピー 1部
- f) 外国者が個人の場合、パスポートのコピーと履歴書 1部
- g) 銀行が発行する外国人投資家の銀行資本信用証明書 1部
- h) 会社登録事務所(CRO)で認定された、現在の株式保有者のリスト 1部
- i) 監査報告書 1部
- j) 納税完了通知書 (税務署発行) 1部
- k) 署名を代行者が行う場合は、当該企業が発行する委任状 1部

6. 既存のネパール企業におけるローン投資

- a) 融資契約書 1部
- b) 融資機関の法人設立認可書および基本定款・附則等 1部
- c) 融資機関の会社概要 1部
- d) 産業登録証明書 1部
- e) ローン受領側企業のローン受領に関する理事会議事録のコピー 1部
- f) 代行者が必要な手続きをする場合、該当企業代表者または個人発行の委任状 1通

7. 技術移転

技術移転は外国投資が許可されていない分野でも可能である。企業と外国人投資家間の合意により可能となる技術形態は以下の通り。

- a) 外国企業が保有する技術的権利、専門知識、製法(または規格)、プロセス、特許や技術ノウハウを使った技術移転
- b) 外国企業が所有する商標の使用
- c) 外国の技術コンサルタント、マネージメント、マーケティングサービス

必要書類

- *技術移転合意書 3部
- *ネパール側の必要書類：
 - ① 個人の場合、市民権証明書 (ネパール名称 ナグリッタ) 1部
 - ② 企業の場合、法人設立認可書および基本定款・附則等 1部
- *外国側の必要書類：
 - ① 個人の場合、パスポートのコピー 1部
 - ② 企業の場合、法人設立認可書および基本定款・附則等 1部
- *個人の場合、履歴書 (英文) 1部
- *企業の場合、会社概要 (英文) 1部

- * 産業登録証明書 1 部
- * 技術移転を受ける企業の技術移転受け入れに関する理事会議事録のコピー 1 部
- * 代行者が必要な手続きをする場合、該当企業代表者または個人発行の委任状 1 通

8. 資産・利益の本国送還

以下の資産および利益は、本国へ送還することができる。

- a) 対外投資株式の全部または一部を売却することで得た金額
- b) 外国投資から得られた配当利益として受け取った金額
- c) 海外融資の元本および利子として得た金額
- d) 外国人投資家および外国技術提供者は技術移転契約に基づき受領した金額を、契約した通貨で、産業局の承認を得て、送還する権利を有する。
- e) 交換可能な外国通貨が流通する国出身で、労働局の事前承認を得ていずれかの産業に従事する外国籍者は、自身の給与、手当、報酬等の **75%**未滿を交換可能な通貨にて本国へ送還することができる。

9. 紛争解決に関する規定

固定資産投資（設備投資）額が **5 億ルピー未滿**の企業における紛争は、産業局の立会いによる相互協議によって解決できない場合、国際連合国際商取引法（**UNCITRAL**）の仲裁規定に従い仲裁によって解決されるものとする。

仲裁はカトマンズで行われ、ネパールの法律が適用される。固定資産投資 **5 億ルピー以上**の企業の紛争においては、合弁事業合意書または株式売買契約書によって解決される。

10. ビザ発給

10.1 フィージビリティ調査（企業化事前調査）実施のための非観光ビザ

産業局にて必要な書類

- a) 申請者の履歴書
- b) パスポートと直近のビザのコピー
- c) 調査研究の対象となる事業の概要
- d) 申請対象が合弁企業の場合、ネパール側投資家の市民証明書のコピー

10.2 外国人の非観光ビザ

駐在員として企業で働く外国人には、産業局と労働局の推薦により 1 度に **1 年間**有効な非観光ビザが付与される。

産業局にて必要な書類

- a) 企業と駐在員の合意書の写し
- b) 企業の業績報告書
- c) 駐在員の履歴書（主に関連する業界での経験を記述する）と学歴証明書
- d) パスポートと直近のビザの写し

- e) 当該駐在員から訓練を受ける予定のネパール人名簿
- f) 産業登録証明書
- g) 全国日刊紙に掲載された求人広告のコピー

10.3 商用ビザ

外国人投資家または正当な代理人および扶養家族には、産業局の推薦により1度に最長5年間の商用ビザが付与される。

産業局にて必要な書類

- a) パスポートと直近のビザの写し
- b) 当該企業への投資を証明するもの
- c) 産業登録証明書
- d) 現状を含む企業の業績報告書
- e) 扶養家族との関係証明書
- f) 委任された代理人が業務を行う場合、外国人投資家の委任状とパスポートのコピー。委任状が本物であることを証明できる書類が必要。
- g) 投資家の連絡先住所、電話番号

10.4 居住ビザ

1度に10万米ドル相当以上の交換可能な通貨で投資を行う外国人投資家には、産業局の推薦を得て居住ビザが付与される。

産業局にて必要な書類

- a) パスポートと直近のビザのコピー
- b) 交換可能な通貨で1度に10万米ドル相当以上の投資をした証明
- c) 産業登録証明証
- d) 現状を含む企業の業績報告書
- e) 扶養家族との関係証明書

11.環境規制の遵守

既存企業の業務拡大または多角化を含む事業において、産業登録以前に、1997年環境保護法（EPA）および1997年環境保護規則（EPR）に基づき初期環境調査（IEE）や環境保護法（EPA）など環境アセスメント報告書の承認を取得する必要がある場合がある。

経済・法律関係用語

【関係法】

“Environmental Protection Act (EPA) 1997”＝「1997年環境保護法」

“Environmental Protection Regulation (EPR) 1997”＝「1997年環境保護規則」

“Foreign Investment and Technology Transfer ACT (FIITA) 1992”

＝「1992年外国投資・技術移転法」

“Initial Environmental Examination (IEE)” = 初期環境調査

“Industrial Enterprises ACT (IEA) 1992” = 「1992年産業企業法」

“International Trade Law (ITRAL)” = 「国際貿易法」

【用語】

applicable : 適用[応用]できる; 当てはまる、適切な

articles of association of the lending agency : 融資機関の定款

article of incorporation : 定款、事業認可書

Authority letter: 委任状

certificate of incorporation : (基本) 定款、法人設立認可証

consultancy : コンサルタント業 (*ネパールでは人材派遣業を意味することがある)

convertible foreign currency: 兌換貨幣、交換可能な通貨

the currency in circulation : 流通貨幣

dependents : 扶養家族

dividend 株式・保険の配当

Department of Industries (DOI) Ministry of Industry : 産業省産業局

entitled : 権利を有する (何かを行う、受ける)

法律により承認された権利(**qualified for by right according to law**)

Expatriates : 故国を離れている者、国籍の無い者=外国人 海外駐在員

Financial Credibility Certificate (FCC) : 銀行資本信用証明書

fixed assets investment : 設備投資; 固定資産投資

Industry Registration Certificate : 企業登録証

Joint Venture Agreement (JVA) : 合弁事業合意書

joint venture agreement 合弁会社設立契約、合弁契約(書)

letter of authority : 手形買入授權書; 買い取り授權書; 授權書; 手形買取授權書、委任状

loan agreement : 借款(ローン)協定、融資契約(書)

memorandum of association : 基本定款

Non-tourist visa : 非観光ビザ=学生、駐在、企業等、長期滞在者のビザ

payment of principal: 元金支払い

repatriate : 利益・資産などを本国へ送り帰す

(admit back into the country): 本国へ送還することを認める

repatriation : 【名詞】 帰還、帰省搬送

share : 株; 株券、出資; 共有権

share purchase agreement 株式売買契約(書)

Tax Clearance Certificate : 納税完了通知(税務署に依頼)

United Nations Commission on International Trade Law (UNCITRAL) : 国際連合国際商取引法委員会